

## 茅ヶ崎市英語指導助手活用事業実施要項

### 1 趣旨

英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、コミュニケーション能力の素地及び基礎を養うため、小・中学校に英語指導助手を配置する。

### 2 実施内容

#### (1) 対象

原則として、市立小・中学校32校を対象とする。

#### (2) 各学校において取り組む内容

##### 〈小学校〉

ア 小学校外国語活動及び外国語科の時間等において、外国語活動や外国語科の授業を行う。

- ・発達段階に応じて、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ活動を行う。
- ・英語を通して、言語や歴史・文化・習慣等について体験的に理解を深める活動を行う。
- ・英語の音声を中心とした活動を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる活動を行う。

イ 授業で使用する補助教材等の作成を行う。

ウ 休み時間や放課後等における児童との交流を通して、言語や文化に対する理解を深める。

エ 現職教育等の校内研修を行う。

##### 〈中学校〉

ア 英語の授業をよりコミュニケーションなものにする。指導の補助に加えてインタビューテスト等を通して評価の補助にも英語指導助手を活用する。

イ 授業の補助教材等の作成を行う。

ウ 学校行事・特別活動・総合的な学習の時間・各教科の補助を通して、言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を高める。

エ 部活動の補助を通して、言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を高める。

オ 休み時間や放課後等における生徒との交流を通して、言語や文化に対する理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を高める。

カ 現職教育等の校内研修を行う。

### 3 配置方法

(1) 配置は各学校の希望に基づき教育委員会が行う。

(2) 配置回数は、各学校の学級数に基づき割り振る。

(3) 各学校は、年度初めに活用打合会に出席し、その趣旨を理解するとともに、配置に関する留意事項を遵守する。

(4) 各学校は、年度末に活用検討会に出席し、次年度に向けての効果的運用について検討する。

### 4 配置期間等

(1) 配置期間：原則として、4月第2週～3月第3週まで

(2) 配置時間：原則として、午前8時40分～午後4時30分（6時間未満）  
（間に1時間の休憩時間を取る）

(3) 配置学年：小学校：中学年（3，4年生）及び高学年（5，6年生）を中心とする

中学校：全学年

(4) 配置回数：小学校：中学年が各学級年間 1 1 単位時間程度、高学年が各学級  
年間 2 4 単位時間程度

中学校：各学級年間 1 1 単位時間程度

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附則 本要項は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要項は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要項は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要項は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。